

One step ケアマネージメント相談室

運営規程

## One step ケアマネージメント相談室 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社 A・Y・Company が開設する One step ケアマネージメント相談室（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営及び利用に対する適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条
- 1 事業は利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
  - 2 事業は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
  - 3 事業の提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設及び指定特定相談支援事業所との綿密な連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条

- (1) 名称 : One step ケアマネージメント相談室
- (2) 所在地 : 埼玉県入間市下藤沢 3-26-15 ブランシェール1号室

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名（介護支援専門員兼務）  
事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業に関する法令等の規程を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（管理者兼務）  
指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談を受ける場所：第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）

(2) サービス担当者会議の開催場所：利用者のご自宅及びサービス事業所内、第3条に規定する事業所内

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：少なくとも月1回

(4) モニタリングの結果記録：月1回以上

第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。自動車利用の場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり100円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、入間市、狭山市、所沢市、東京都東村山市とする。

(苦情処理等)

- 第8条 1 自ら提供した指定居宅介護支援事業所又は居宅サービス計画に位置づけした指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提供、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第9条 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った措置を記録する。
- 3 利用者には賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止の措置に関する担当者の設置

事業所はサービス提供中に当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。
- 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- (1) 業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- (2) 退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。
- (3) 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅介護支援サービスの完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(附 則)

この規程は、令和7年2月1日より施行する。